

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市南区吉祥院石原京道町1-1	光伝導機株式会社 代表取締役社長 福嶋 電話 (

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	機械工具卸売業
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成 18年 / 4月 ~ 平成 20年 / 3月
基本方針	事業活動により消費及び排出されるエネルギーと資源の使用量削減
推進体制	ISOチームにて環境方針に基づく進捗管理運用を構築

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18-19	営業部門・物流部	倉庫・配達車アイドリングストップ運動及び倉庫・配達ルートの効率化、見直し実施により削減する。
	18-19	本社ビル	本社ビル・倉庫の不在・不寝時の消灯徹底により電力使用量を削減する。
	18-19	物流部門・営業部	顧客納品時に過剰荷使用を抑制し顧客での廃棄物を削減する。当社にて残った梱包材料については、リユース品として活用する。
	18-19	営業部門・物流部	商品不動態発生時の未然防止により廃棄物を削減する。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績)		目標年度 (計画)		削減率 (計画)	報告年度 (実績)		削減率 (実績)
		(17)年度	(二酸化炭素換算 (t))	(19)年度	(二酸化炭素換算 (t))		(18)年度	(二酸化炭素換算 (t))	
	A 事業所等排出区分	139.6	t	126.0	t	-9.7 %	126.1	t	-9.7 %
	B 輸送車両排出区分		t		t	%		t	%
	C その他排出区分		t		t	%		t	%
	排出合計	139.6	t	126.0	t	-9.7 %	126.1	t	-9.7 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)				報告年度 (実績)			
		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計				t				t

逆引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)		目標年度 (計画)		削減率 (計画)	報告年度 (実績)		削減率 (実績)
	(17)年度	(二酸化炭素換算 (t))	(19)年度	(二酸化炭素換算 (t))		(18)年度	(二酸化炭素換算 (t))	
	139.6	t	126.0	t	-9.7 %	126.1	t	-9.7 %

特記事項 [ISO14001認証(2002年5月)にて社会環境の変化に対応するため、地球温暖化に影響を与えるCO2を排出する環境側面を設定しました。しかし、事業活動の拡大により、年度事業活動内容によって目的達成水準に対する結果データにはバラつきが見られ目的達成のための削減計画設定が困難となってきております。但し、システム構築した日常管理は継続運用し18年を基準にした前年度比準を継続計画とし実施いたします。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の初年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの运用到に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の原計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の使用、特定フロンなどの薬品類以外の温室効果ガスの削減などを記入してください。